

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 52 年 8 月まで

私は、私の母親が国民年金の加入手続を行うとともに、20 歳到達時からの国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をほぼ完納しており、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたとされる申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 52 年 11 月 29 日に払い出されたものと推認され、払出時点で、申立期間のうち、51 年 8 月から 52 年 3 月までは過年度納付により、52 年 4 月から同年 8 月までは現年度納付により、それぞれ納付することが可能であったことから、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったとされる申立人の兄は、20 歳到達時からの国民年金保険料が納付済みとされている上、申立人の両親についても、申立期間は納付済とされていることから、納付意識の高かった申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から10年3月まで

私は、国民年金保険料の督促状が届いたことを契機に、短大を卒業した平成10年4月以降、市町村役場の窓口又は同役場内の金融機関で国民年金保険料を何回かに分けて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、短大を卒業した平成10年4月以降、市町村役場の窓口又は同役場内の金融機関で納付していたと主張しているが、申立期間における保険料の納付時期、納付場所及び納付金額に係る申立人の記憶は定かで無く、保険料の納付状況が特定できない。

また、申立期間は、既に基礎年金番号が導入されている期間であり、申立期間におけるオンライン記録には事務処理の誤りが見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 494

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から同年 7 月まで
私は、昭和 63 年 8 月ごろ、父親と一緒に、自宅近くの社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録における、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の新規資格取得処理日及び申立人の第 3 号被保険者届出日（平成元年 6 月 13 日）から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、第 3 号被保険者の届出を契機に、平成元年 6 月に払い出されたものと推認され、当該時点において国民年金に加入したものと考えられることから、申立人の主張する国民年金の加入時期と相違する。

また、申立人が提出した年金手帳を見ると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は「昭和 63 年 12 月 21 日」と記載されていることが確認できる上、オンライン記録においても、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、アパートを訪れた区役所又は社会保険事務所（当時）の職員の勧誘により国民年金に加入し、その後は集金人が訪れる都度、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間すべてが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 41 年 11 月 30 日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、36 年 4 月から 39 年 9 月までの期間は時効により納付できない期間である上、39 年 10 月から 41 年 3 月までの期間は、過年度納付によることとなるが、集金人では過年度保険料を収納することはできなかったものと考えられ、申立期間を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は 132 か月と長期間に及んでいる上、申立人は、国民年金保険料の納付時期、納付回数及び納付金額等について記憶が明確でなく、申立期間における申立人の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 26 日から 44 年 1 月 20 日まで

私は、昭和 43 年 6 月 1 日から 46 年 3 月 9 日まで、A社が新規出店したバー（洋酒飲食店）に継続勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社にバーテンダーとして勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及びA社の被保険者原票を見ると、申立人と同様、昭和 43 年 6 月 26 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、44 年 1 月 20 日に同社で被保険者資格を再取得している同僚が 8 人確認できるところ、うち 7 人は、申立人及び当時の複数の同僚の供述から、申立人と同職種であることが推認できる。

また、A社の被保険者原票を見ると、前述の 8 人の同僚は、申立期間の期首日である昭和 43 年 6 月 26 日に、健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、A社で厚生年金保険に加入していることが確認でき、かつ職種の判明した同僚は、いずれも同社での職種はバーテンダーではなかった旨を供述していることから、申立期間当時、同社では、バーテンダーは厚生年金保険の被保険者資格を一時的に喪失させていたものと考えられる。

加えて、当時の同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 1 日から 44 年 1 月 6 日まで

私は、昭和 37 年 11 月 1 日から A 社に継続勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が 44 年 1 月 6 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び当時の複数の同僚の供述から、申立人は、A 社が B 都道府県内で施工する配管工事の施工班の一員であることが推認できるところ、当該同僚の供述等からは、申立人の当該施工班での勤務期間を特定することはできない。

また、当時の工事施工班の班長からは、「申立人は、昭和 44 年ごろから当班に常時勤務するようになったが、それまでは 2 週間、長くて 1 か月間位勤務する臨時作業員であった。」旨の供述が得られた上、当時の複数の同僚等からは、「A 社には、突風被害（ビニールハウスの損壊）に遭ったことを契機に、申立人に誘われて昭和 43 年か 44 年ごろから 3 年くらい継続勤務することとなった。」、申立人の長男からは、「申立期間当時、父は、農閑期に建設現場で臨時作業員として勤務していたが、突風被害を契機に農業に見切りをつけ、本格的に B 都道府県に行くことにしたのだと思う。」旨の供述が得られた。

さらに、前述の工事施工班の班長は、「当時、A 社は、3 か月以上の継続勤務者でなければ、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨を供述している上、オンライン記録によると、突風被害を契機に A 社に継続勤務することとなった前述の同僚は、申立人と同様、昭和 44 年 1 月 6 日に同社で厚生年

金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 37 年 11 月から 43 年 10 月まで、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 44 年 3 月までの期間のうちの約 1 年間

私は、昭和 41 年 10 月から 44 年 3 月までの期間のうちの約 1 年間、A 社に運転手として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の氏名が、A 社の事業所別被保険者名簿で確認できる上、同社での厚生年金保険加入記録が確認できる同僚の妻の供述から、申立人は、同社に勤務していたこととはうかがわれるものの、当該同僚の妻の供述からは、申立人が同社に勤務していた期間を特定することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人が A 社と一緒に勤務していたとする前述の同僚は、申立期間において、同社で厚生年金保険に未加入であることが確認できる。

さらに、当時の同僚からは、「当時、A 社では、給料手取額を少しでも多くするため、厚生年金保険料等が控除されないようにしていた者もいたようだ。」旨の供述が得られた。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案420

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月23日から25年3月31日まで

私は、昭和21年9月からA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述から、申立人は、A社が設立された昭和21年9月から同社に事務員として勤務していたことが推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人の同社での退社日を特定することはできない。

また、前述の同僚の供述から判明した、申立人のA社の退社後に雇用された後任者は、厚生年金保険被保険者台帳を見ると、昭和22年12月23日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人も、「20歳のころ（昭和23年ごろ）から約5年間は、洋裁店に勤務していたことを思い出した。」旨を供述していることから、申立人は、申立期間前にA社を退社していたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月9日から62年7月1日まで

私は、昭和41年2月1日からA社に継続勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚等の供述から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の被保険者原票を見ると、申立人は、申立期間において政府管掌健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる上、申立期間当時、同事業所の社会保険に係る事務処理を行っていた社会保険労務士事務所が保管する受託事業所台帳を見ると、申立人の同事業所での厚生年金保険被保険者資格の得喪状況は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、前述の社会保険労務士事務所からは、「当時、申立人は、個人事業所であるA社の事業主とされたため、厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとなったのではないか。」旨の供述が得られたところ、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間において、A社の事業主とされていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。